

長崎県中小企業対策資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 県は、中小企業者等の経営の安定、生産の合理化及び技術開発等に必要な資金の融通を円滑にし、もって県内中小企業の振興を図るため、予算の定めるところにより、長崎県中小企業対策資金（以下「資金」という。）を貸し付けるものとし、その貸付け及び運用については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) 下請事業者 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第4項に規定するものをいう。

(資金の種類及び貸付条件等)

第3条 資金の種類及びその貸付条件等は、別表のとおりとする。

(融資期間の延長)

第4条 別表の(1)から(4)までの表のそれぞれの申込先の項に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、資金の融資を受けた者から、融資期間の変更の申込みを受けた場合は、長崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と協議のうえ、10年を限度として前条に定める当該融資に係る従来の規定の融資期間を超えて融資期間を延長することができる。

(資金の預託)

第5条 県は第1条の目的を達成するため、取扱金融機関に対し、資金を預託するものとする。

- 2 前項に規定する資金の預託は、県が取扱金融機関と契約を締結して行うものとする。

(報告)

第6条 保証協会、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「振興財団」という。）及び取扱金融機関は、毎月10日までに別に定める様式により前月末現在の保証状況、認定状況又は貸付状況を知事に報告するものとする。

- 2 資金の借入れの申込みを行った中小企業者が、法第2条第5項第5号に基づく認定を受けた特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して保証協会所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、又は保証期間が1年以内である場合は、この限りでない。
- 3 取扱金融機関が前項の業況報告書を提出していない案件（前項ただし書きに該当する場合を除く。）に係る代位弁済請求を行う場合は、保証協会に対して、業況報告書を提出していない理由を記載した書面を提出するものとする。
- 4 資金の借入れの申込みを行った中小企業者が、法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に基づく認定を受けた特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

- 5 緊急資金繰り支援資金（危機関連保証に係るものに限る。）の取扱金融機関は、本制度融資に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。
- 6 前2項の取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、前項において、報告期間が法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- 7 第4項及び第5項の取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- 8 第4項及び第5項の取扱金融機関が第6項の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（書類の保管）

- 第7条 保証協会、振興財団及び取扱金融機関（以下「取扱金融機関等」という。）は、債務保証、認定状況又は貸付状況の関係書類を善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の書類を職員に命じて調査させることができる。この場合において、当該取扱金融機関等はこれに協力しなければならない。

（雑則）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、融資手続その他必要と認める事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月14日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月22日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年12月7日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月3日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月3日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月22日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月13日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月11日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月15日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から適用する。ただし、第5条第2項及び第3項については、平成23年6月1日保証申込受付分から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月3日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月9日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月13日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月23日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月29日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月19日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月11日から適用する。ただし、別表（3）イについては、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月29日から適用する。ただし、別表（3）イについては、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月18日から適用する。ただし、別表（3）イについては、令和3年2月18日保証申込受付分から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月3日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から適用する。ただし、第6条第4項から第7項までの規定については、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から適用する。ただし、第6条第5項から第8項までの緊急資金繰り支援資金（危機関連保証に係るものに限る。）にかかる規定については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する
- 2 この要綱による改正前の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。